

# 占用物件設置工事における検査実施要領

制定 平成 19 年 4 月 1 日

横浜市道路占用規則(昭和 32 年 3 月横浜市規則第 17 号)第 5 条の規定に基づき、道路占用の許可を受けた者(以下「占有者」という。)が占有物件を適正に管理するために、道路に占有物件を設置する工事(以下「占有物件設置工事」という。)の検査については、別に定めがあるもののほか、この要領に定めるところによる。

## (目的)

第 1 条 道路法(昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。)第 32 条の規定に基づいて占有者が行う占有物件設置工事に関して、本市職員が検査を実施することにより、道路における交通の危険の防止と道路の適正利用を図ることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路とは、法により道路管理者である横浜市が管理する道路及び道路予定地をいう。
- (2) 占有物件設置工事とは、30 日以内の一時的に占有する物件以外で、道路掘削を伴わない道路の占有に関する工事をいう。

## (完成の届出)

第 3 条 占有者は、占有物件設置工事が完成したときは、速やかに占有物件設置工事しゅん工届(第 1 号様式)を所轄土木事務所長に届け出なければならない。

- 2 占有者は、前項の届出を提出する際は、第 5 条に規定する工事写真等の資料を添付しなければならない。

## (検査等)

第 4 条 占有者は、占有物件設置工事の完成時及び必要に応じて、本市職員の指示により占有物件が横浜市道路占用許可基準に適合し、かつ適正に設置されているかについて検査を受けなければならない。ただし、所管土木事務所長が、工事写真等の資料により明らかであると認めた場合は、この限りでない。

- 2 所管土木事務所長は、前項の規定による検査の結果、占有物件が適正に設置されていないと認めるときは、占有者に対し是正を命ずることができる。

## (工事写真等の種類)

第 5 条 工事写真等の種類は、概ね次のとおりとする。

- (1) 工事着手前の写真(全景を入れた写真)
- (2) 工事完成写真(工事着手写真と同じ場所で、占有物件の寸法等がわかる写真)
- (3) その他の写真(占有物件設置状況のわかる写真)

占 用 物 件 設 置 工 事 し ゅ ん 工 届

平成 年 月 日

横浜市 土木事務所長

〒220-0004

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

担当者（連絡先） \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

許可を受けた道路の占有について、次のとおり工事がしゅん工したので届け出ます。

許可年月日 許可番号	平成 年 月 日	横浜市 土 指令第 号		
工事の目的				
工事の場所	路線名		歩・車道の別	
	場 所			
工事施工者				
工事監督者				
着手年月日	平成 年 月 日			
しゅん工 年月日	平成 年 月 日			
備 考	(※) 工事写真の資料添付あり。			

※ 次に掲げる工事写真の資料を添付してください。

- 1 工事着手前の写真（全景を入れた写真）
- 2 工事完成写真（工事着手写真と同じ場所で、占有物件の寸法等がわかる写真）
- 3 その他の写真（占有物件設置状況のわかる写真）

土 木 事 務 所 使 用 欄						
検査の方法	検査年月日	備 考	決 裁	副所長	係 長	担当者（検査員）
現場・写真	年 月 日					